

離婚届

平成 年 月 日 届出

(届出先)

長

(よみかた) 夫

(1)

氏
生

離婚

<協議離婚届出に必要なもの>

◆届出用紙

- ・離婚されるお二人の署名
- ・証人（成年二人）の署名

◆窓口に来られる方の「本人確認書類」

（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）

<調停（裁判）離婚届出に必要なもの>

◆届出用紙

◆調停調書または和解調書等の謄本

◆審判書または判決の謄本及び確定証明書

◆調停（裁判）を申立てした方の署名

※注意事項

- ・民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）が令和8年4月1日から施行され、離婚後の未成年の子の親権について、単独親権の他に共同親権（父母双方を親権者と定めること）が可能となりました。
- ・親権の行使について、「離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した」ことを確認するチェック欄が追加されました。チェックがない場合、原則として離婚当事者が来庁してチェックする必要があります。
- ・調停（裁判）離婚の場合は、調停の成立または審判、判決の確定した日から10日以内に調書を添付して届出してください。

問い合わせ

大野市役所

福井県大野市天神町 1-1

TEL:0779-66-1111(代表)

区分	対象	手続き	必要なもの・備考	該当	受付済	受付窓口 (担当課)
住民票・戸籍・マイナンバー	変更後の姓または本籍地の記載のある住民票が必要な方	住民票の交付請求	□本人確認書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市民生活・統計課 ■本庁 ③番窓口 64-4810
	変更後の姓または本籍地の記載のある戸籍謄本（抄本）が必要な方	戸籍の交付請求	□本人確認書類 (離婚届を提出されてから新しい戸籍が編製されるまで、1週間程度必要)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	住所が変わる方	住所変更 (転入・転出・転居)	□本人確認書類 □(転入の場合) 転出証明書 □(お持ちの方は) マイナンバーカード (離婚届を提出しても住所は変更されないため、別途住所変更の手続きが必要です)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	姓が変わる方で、旧姓の印鑑で印鑑登録している方	印鑑登録証の返納 ※マイナンバーカードを持っている場合は、印鑑登録証と一体化しているため返納不要	□印鑑登録証 (離婚届を提出すると自動的に廃印。変更後の姓で印鑑登録をしたい場合は、再度印鑑登録申請が必要)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	マイナンバーカードをお持ちの方で姓が変わる方	マイナンバーカードの氏変更	□マイナンバーカード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	お子様の戸籍についてのご相談	入籍届 養子縁組届 等	※担当課にご相談ください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	保険	国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方で姓が変わる方	—	手続きの必要はありません	<input type="checkbox"/>	

区分	対象	手続き	必要なもの・備考	該当	受付済	受付窓口 (担当課)
保険	配偶者の勤務先の健康保険の扶養に入っていて、これから国民健康保険に加入する方	国民健康保険加入の届出	□本人確認書類 □以前加入していた保険者から発行される資格喪失証明書	□	□	市民生活・統計課 ■本庁 ③番窓口 64-4810
	姓が変わる方で介護保険被保険者証をお持ちの方（65歳以上または要介護認定を受けている方）	介護保険被保険者証等の氏名変更	手続きの必要はありません 保険証は後日郵送されます	□	□	健康長寿課 ◆結とぴあ ②番窓口 65-7333
年金	年金分割制度の活用を希望する方	年金事務所へ請求手続き ※離婚後2年以内	※年金事務所に問い合わせてください	□	□	福井年金事務所 0776-23-4518
こども	ひとり親家庭等医療費助成制度の申請をする方	受給資格認定申請 ※所得制限があります	※担当課にお問い合わせください	□	□	こども支援課 ◆結とぴあ ①番窓口 64-5533
	児童扶養手当の認定請求をする方	児童扶養手当の認定請求	※担当課にお問い合わせください	□	□	
	児童手当等を受給している方	児童手当の受給者変更など	※担当課にお問い合わせください ※公務員で児童手当を職場で受給している方は、勤務先にお問い合わせください	□	□	こども支援課 ◆結とぴあ ①番窓口 64-5140
	保育園に入所を希望する方	保育所・認定こども園(保育)の入所相談	※担当課にお問い合わせください	□	□	

□欄にチェックを入れてご使用ください☑

区分	対象	手続き	必要なもの・備考	該当	受付済	受付窓口 (担当課)
こども	保育園に入所しているお子様がいます	住所・氏名変更など	<input type="checkbox"/> 教育・保育給付認定児童家族状況等変更届書 ※保育料が変わる場合があるので担当課に問い合わせてください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	こども支援課 ◆結とびあ ①番窓口 64-5140
	小・中学校に通学しているお子様がいます	住所・氏名・保護者変更など	※通学している学校に連絡してください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	通学している 小中学校
	就学援助制度の活用を希望される方	就学援助制度の相談・申請	※担当課に問い合わせてください ※公立の小・中学校に通う児童生徒がいる経済的に困りのご家庭に学用品費、給食費、修学旅行費などの一部を助成する制度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	教育総務課 ■本庁2階 ②⑤番窓口 64-4827
障がい	姓が変わる方で障害者手帳をお持ちの方	手帳の氏名変更	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方はマイナンバーを確認できる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	福祉課 ◆結とびあ ①番窓口 64-5142